
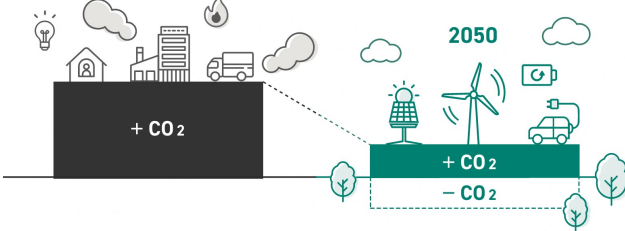


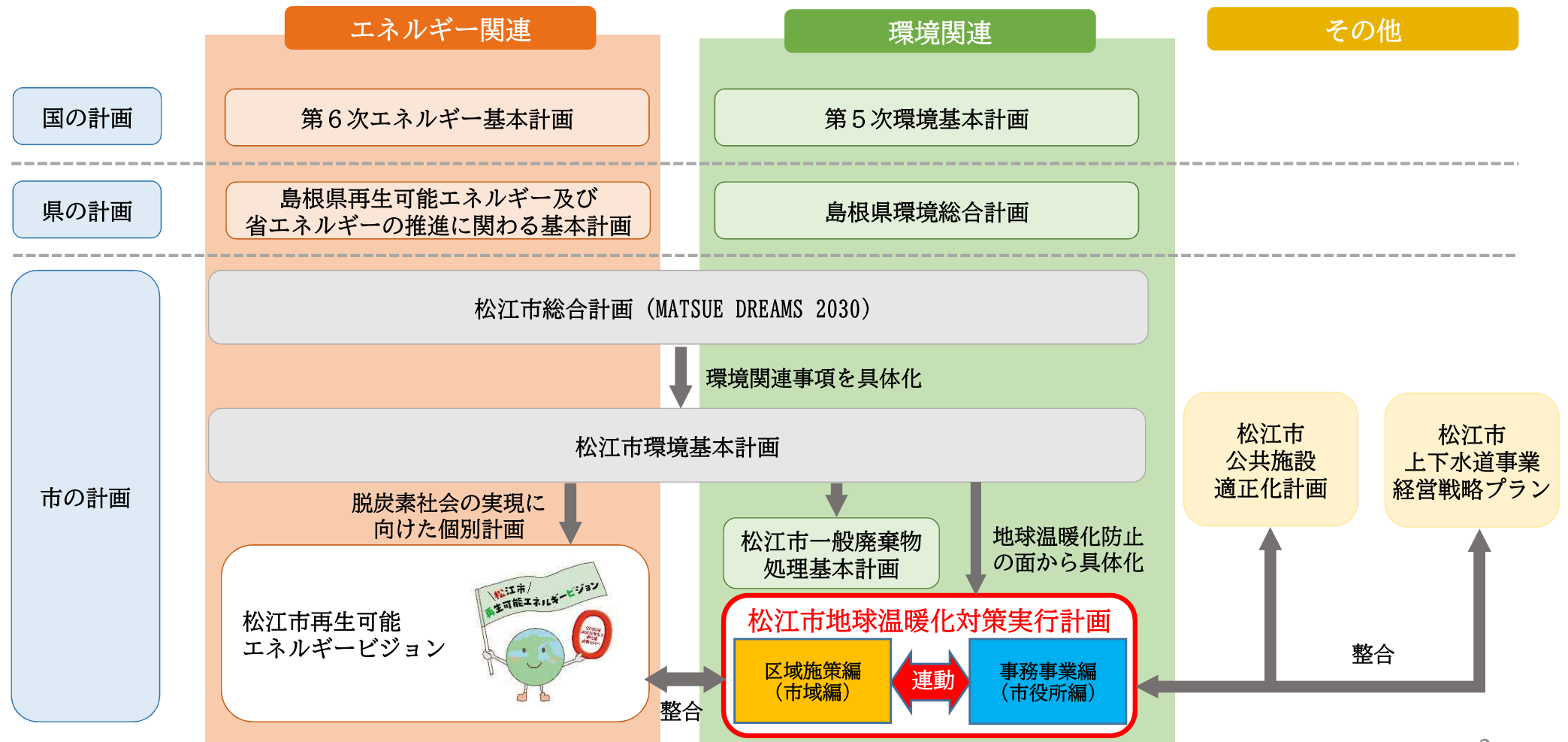
○環境・エネルギーに関する動向と目標（国・松江市）

（年）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	…	2030 (R12)	…	2050 (R32)
国	<p>○「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言（令和2年10月）</p> <p>○「政府実行計画」「地球温暖化対策計画」「エネルギー基本計画」を改定（令和2年10月）</p> <p>➡温室効果ガスの削減目標・推進する取り組み方針を示す。</p>  <p>2050年カーボンニュートラル宣言 (出典：令和3年版環境白書（環境省）)</p>	<p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和4年4月1日施行）</p> <p>➡改正のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の新設： 2050年カーボンニュートラルの実現  <p>カーボンニュートラルのイメージ (出典：脱炭素ポータル（環境省）)</p>				<p>○削減目標： 温室効果ガスの排出量を46%削減 事務及び事業からの排出量については、50%削減。</p> <p>※2013年度実績比</p>		<p>○削減目標： 温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする。</p>
松江市	<p>○「ゼロカーボンシティ」を表明（令和2年12月）</p> <p>➡2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを目標とする。</p> <p>○「松江市環境基本計画」を策定（令和3年3月）</p> <p>➡「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」を重点目標に掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入 ・省エネルギーの推進 等 	<p>○「松江市再生可能エネルギービジョン」を策定（令和5年3月）</p> <p>➡再生可能エネルギーの導入・普及に向けて市民・事業者・行政が進めべき方向性を示す。</p> <p>●「松江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」の改定（令和5年）</p> <p>➡国が目標年度としている2030年に向けて、温室効果ガス削減目標を設定。</p>				<p>今回の計画改定で目標を設定</p>		

○計画の位置づけ

- ・国や県の環境・エネルギー関連計画との整合を図って策定。
- ・「松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030）」「松江市環境基本計画」の下位計画。
- ・「松江市再生可能エネルギービジョン」「松江市公共施設適正化計画」との整合を図る。



○審議会の役割・今後の予定（ご意見いただきたい内容など）

<事務事業編>

- ・4月中を目途に策定予定。
- ・事務局で計画（案）を作成し、庁内会議を経て策定します。（第2回審議会で報告予定）

<区域施策編>

- ・市民の皆様や専門的な立場からご意見をいただき、計画を推進するにあたっての施策・取り組み内容についてご審議いただきます。
- ・第2回審議会では、施策や取り組み内容を検討するための「現況データ」を示し、ご意見をお伺いします。
（重点的に取り組みが必要なこと・現状把握の際に必要な視点など）

	第1回 (今回)	第2回	第3回	第4回
事務事業編	○計画の改定説明 ○4月中に事務局で策定する旨を説明	○改定の報告		
区域施策編	○計画の改定説明	○現況（温室効果ガスの排出状況・前計画の検証結果等）の提示 ○計画構成（案）の提示	○区域施策編(素案)の提示・審議	○パブリックコメントの報告 ○区域施策編（案）の提示

○根拠法

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

政府が定める計画

「地球温暖化対策計画」

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る。
(法第8条)

「政府実行計画」

政府の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画。
(法第20条)

→政府実行計画に基づき、各府省庁において「実施計画」を策定。

都道府県、市町村が策定する「地方公共団体実行計画」

○事務事業編（法第21条第1項）

市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画を策定する。

○区域施策編（法第21条第3項）

市の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量削減等のための施策に関する事項を定める。

- ① 自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進
- ② 事業者または住民が温室効果ガス排出量削減等に関して行う活動の促進
- ③ 温室効果ガス排出量削減等に資する地域環境の整備及び改善
- ④ 廃棄物等の発生の抑制、循環型社会の形成
- ⑤ ①～④の施策の実施に関する目標